

モニタリングとサービス対価の減額等について

1 モニタリング

府教委は、受託事業者の提供するサービスが提案水準を達成しているか否かについて確認するため、空気調和環境提供業務、維持管理業務及び空気調和設備の使用についての適正化に関する指導業務について、以下のモニタリングを実施する。

ア 定期モニタリング

府教委は、受託事業者が業務を確実に遂行し、各業務の提案水準を達成していることを確認するため、事業の実施状況について、下記の方法により定期的にモニタリングを実施する。

なお、定期モニタリングの項目については、府教委がモニタリングの実施日までに決定するものとする。

(ア) 業務実績報告書の確認

受託事業者が毎年度、上期及び下期における各満了後に提出する業務実績報告書に記載の内容の確認をもって行う。

(イ) 年間業務実績報告書の確認

受託事業者が毎年度、事業年度の満了後に提出する年間業務報告書に記載の内容の確認をもって行う。

(ウ) その他の方法による確認

受託事業者と協議の上、府教委が決定する方法に基づき、定期的にモニタリングを実施することがある。

イ 随時モニタリング

府教委が必要と考える場合においては、随時に独自の方法により実施する。

ウ 留意事項

- ・ 府教委がモニタリングを行うにあたって必要と考える場合には、受託事業者及び受託事業者の委託する業者、業務従事者に対し、ヒアリングを実施することができる。
- ・ 受託事業者は、府教委がモニタリングを行うにあたっては、モニタリングへの立会い、書類の提出等、必要とする要請に対し最大限に協力しなければならない。また、そのために発生する費用は自己の負担とする。
- ・ 受託事業者の提供するサービスが提案水準を達成しているか否かについて確認を行うことが、受託事業者の業務について何らの責任を負担するものではない。

2 サービス対価の減額等

モニタリングの結果、提案水準が達成されていない場合、改善勧告、支払額の減額、契約解除の対象となることがある。受託事業者の業務不履行等によるサービス対価の減額等については、契約締結時までに府教委と受託事業者の間で取り決める。

ア サービス対価の減額等の手続き

(ア) 是正の勧告

提案水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、府教委は受託事業者から説明を求める機会を設けた上で、受託事業者に対して相当な期間を設けて当該事項の是正を勧告することができる。

(イ) 是正勧告の結果、是正が確認された場合の措置

受託事業者が定められた期間内には是正を行い、府教委がこれを確認した場合、府教委は、事業契約書案に定めるサービス対価の減額等の規定を適用することなく、引き続き受託事業者との契約を継続する。

(ウ) 是正勧告の結果、是正が確認されない場合の措置

是正期間を定めた是正勧告を受けたにもかかわらず、勧告に従わない、または是正期間を過ぎても是正がなされない場合、府教委は受託事業者から是正勧告への対応状況についての説明を受ける機会を設けた上で、以下の措置を選択し、実施することができる。

再度の是正勧告

催告を必要とする解除（事業契約書案第 78 条第 2 項(3)号関連）

催告を必要としない解除（事業契約書案第 78 条第 1 項(4)～(6)号関連）

(I) 留意事項

- ・ 是正勧告がなされた場合において、府教委が受託事業者による是正を確認する以前であり、かつ、定められた是正期間が経過する以前である時に、上期または下期、あるいは年度が終了した場合には、その時点における対応状況について、業務報告書または年間業務報告書に記載するものとする。

イ サービス対価の減額の決定方法

サービス対価の減額の決定方法の詳細については、府教委と受託事業者が協議を行った上、府教委が決定する。以下に基本的な考え方を示す。

(ア) 減額の算定式

減額の判断は上期または下期が終了することに行い、その内容は、「業務ごと（維持管理業務、指導業務等）のサービス対価」、「サービスの達成率」によって定める。

減額の算定式は以下のとおりとする。

(減額の算定式)

$$\text{サービス対価の減額} = \text{業務ごとのサービス対価} \times (100\% - \text{サービスの達成率})$$

(イ) 業務ごと(維持管理業務、指導業務等)のサービス対価の決定方法

受託事業者の提案の積算内容に基づき、府教委と受託事業者が事前に合意する。

(ウ) サービスの達成率の決定方法

提案水準を100%とし、それを下回る場合、サービスの提供状況に応じて以下のような達成率を定める。具体的な達成率の決定方法については、受託事業者の提案内容に基づき、府教委と受託事業者が事前に協議を行った上、府教委が定めるものとする。

達成率	サービスの提供状況
0%	・空気調和環境が提供されない等、教育活動に著しい影響を及ぼす状況が、反復・継続的に発生する。
50%	・教育活動へ影響を及ぼす状況が、反復・継続的に発生する。
80%	・教育活動への影響は軽微であるが、提案水準が満たされていない状況が、反復・継続的に発生する。

(I) 留意事項

- ・ 業務ごとの減額は当該部分がゼロになるにとどまり、減額対象とならなかった業務の対価まで減額されることはない。
- ・ ただし、業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、府教委がこれを受託事業者に対して通知した場合、受託事業者は府教委に対して、当該虚偽記載が無ければ府教委が減額し得たサービス対価の金額を速やかに返還しなければならない。